



都城市障がい福祉計画

【第6期計画】：令和3年度～令和5年度

都城市障がい児福祉計画

【第2期計画】：令和3年度～令和5年度

令和3年4月

都城市

はじめに

近年、障がい者を取り巻く状況は、急速な少子高齢化や担い手不足等による地域の活力低下等から大きく変化しています。また、令和2年から猛威を振るう新型コロナウイルス感染症により、障がい者の社会での孤立が問題となっております。このような中で、障がいのある方の高齢化と重度化、介護をする方の高齢化、さらに親亡き後の問題や医療的ケアが必要な子どもを含む障がい児への支援ニーズの増加など、地域社会において様々な対応が求められています。



障がい者施策は、障がいの種別に関係なく同じ制度の枠組みの中で「障がい者自身が自己決定し」、「地域で自立・共生して暮らせる社会の実現」を目指して、様々な法制度の整備が行われてきました。平成28年には、「障害者差別解消法」が施行され、平成30年には「障害者総合支援法」の改正に伴い、地域や職場で自立した生活が送れるよう新たな支援サービスが追加されるなど大きな変革が続いています。

本市では、基本計画となる「第4期都城市障がい者計画」において、全ての人が障がい者を正しく理解する心を持つことで、障がい者が地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指すと同時に、思いやりの優しい気持ちが支える健やかなまちづくりを進めるため「ゆたかな心が育つまち」を基本理念に掲げ、施策の推進を図ることとしました。

令和2年4月からは、「都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例」を施行し、手話への理解促進や安心して生活できる環境の充実を図るための取組等を推進しております。

今回、障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス等の実施計画となる本計画を策定するに当たり、より実効性のある計画とするため、障がいのある人のサービス利用の実態やニーズを把握・分析し、数値目標を設定いたしました。また、数値目標等については、障害福祉サービス提供事業者や相談支援事業者のほか、様々な方からいただいた御意見を基に、都城市障害者施策推進協議会において、審議を重ね、設定いたしました。

これらの取組をより実践的に展開するため、本市としましては、事業者の皆様は基より、関係市民や地域福祉の担い手の方々の協力もいただきながら、連携して障がいのある人を支援していくことが重要であると考えております。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案をいただきました都城市障害者施策推進協議会の委員の皆様、それぞれの立場から障害福祉サービス等に対する声をお伝えいただいた関係機関の皆様、そしてパブリックコメントを通して貴重な御意見をいただきました多くの市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

令和3年4月

都城市長

池田 宜永

目次

第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の進捗状況及び分析・評価	4
5	計画の基本的理念	4
6	計画の策定体制	4
7	都城市の現状	5

第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	11
2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	13
3	福祉施設から一般就労への移行等	14
4	障がい児支援の提供体制の整備等	17
5	相談支援体制の充実・強化等	19
6	障害福祉サービス等の質の向上	20

第3章 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1	訪問系サービス	21
2	日中活動系サービス	23
3	居住系サービス	30
4	相談支援	34
5	障がい児通所支援	37
6	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
7	相談支援体制の充実・強化のための取組	47
8	障害福祉サービス等の質の向上のための取組	49

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	相談支援事業	51
2	成年後見制度利用支援事業	53
3	意思疎通支援事業	54
4	日常生活用具給付等事業	55
5	移動支援事業	57
6	地域活動支援センター事業	58
7	訪問入浴サービス事業	59

8	日中一時支援事業	60
9	社会参加促進事業	61
10	巡回支援専門員整備事業	62

資料

	都城市障害者施策推進協議会条例	64
	都城市障害者施策推進協議会 委員名簿	66
	用語解説	67

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 措置制度から支援費制度へ

平成12年6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、併せて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

これらの社会福祉基礎構造改革を受け、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年4月から、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

(2) 障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障がい種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた障害福祉サービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、利用者負担の原則と国の財源責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化、明確化などが図られました。

障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたため、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めてきました。

平成22年12月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正が公布され、応能負担(所得に応じた負担)を原則とする利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

(3) 障害者総合支援法の制定

平成25年4月、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、障害者総合支援法という)として改正施行されました。

同法では、平成25年4月から障がい者の定義に「難病」等を追加し、平成26年4月からは、「障害程度区分」から「障害支援区分」への名称変更、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法等の改正

平成28年6月、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障がい児福祉計画」を定めることが規定され、平成30年4月から施行されました。

2 計画の期間

本市では、平成18年度から平成20年度を計画期間とする「第1期障害福祉計画」を策定して以来、3年ごとに計画を策定し、目標数値の達成に向けて効果的・効率的な推進に努めてきました。

本計画は、国の基本指針及び第5期計画の実績並びに本市の実情を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期計画として策定し、また、児童福祉法第33条の20に規定された「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）」を一体の計画として策定します。

○障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法（抜粋）

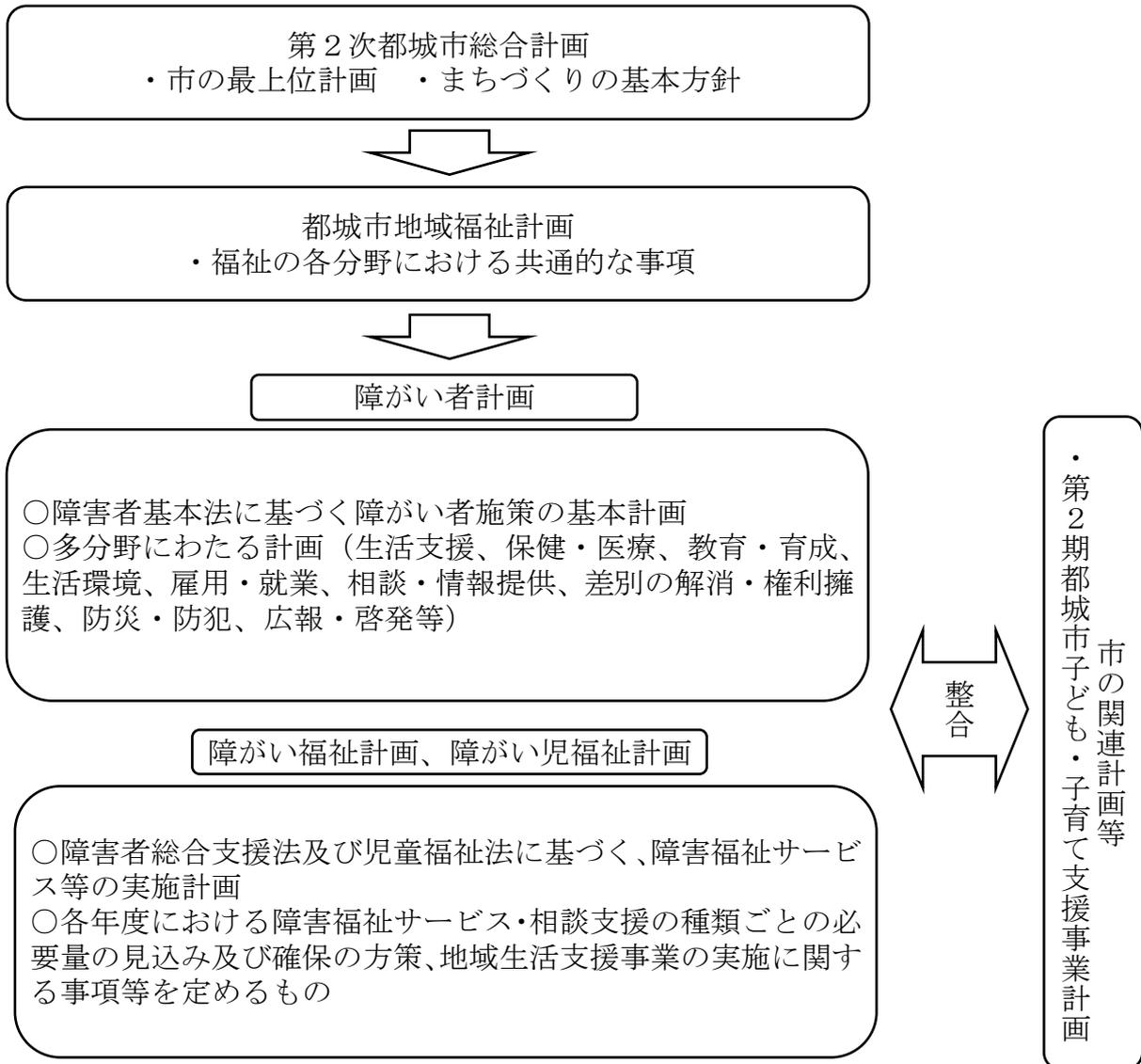
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

▼計画期間

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者 計 画	第3期都城市障がい者計画 平成27年度～令和元年度					第4期都城市障がい者計画 令和2年度～令和5年度			
障がい福祉 計 画	第4期			第5期			第6期		
障がい児福祉 計 画				第1期			第2期		

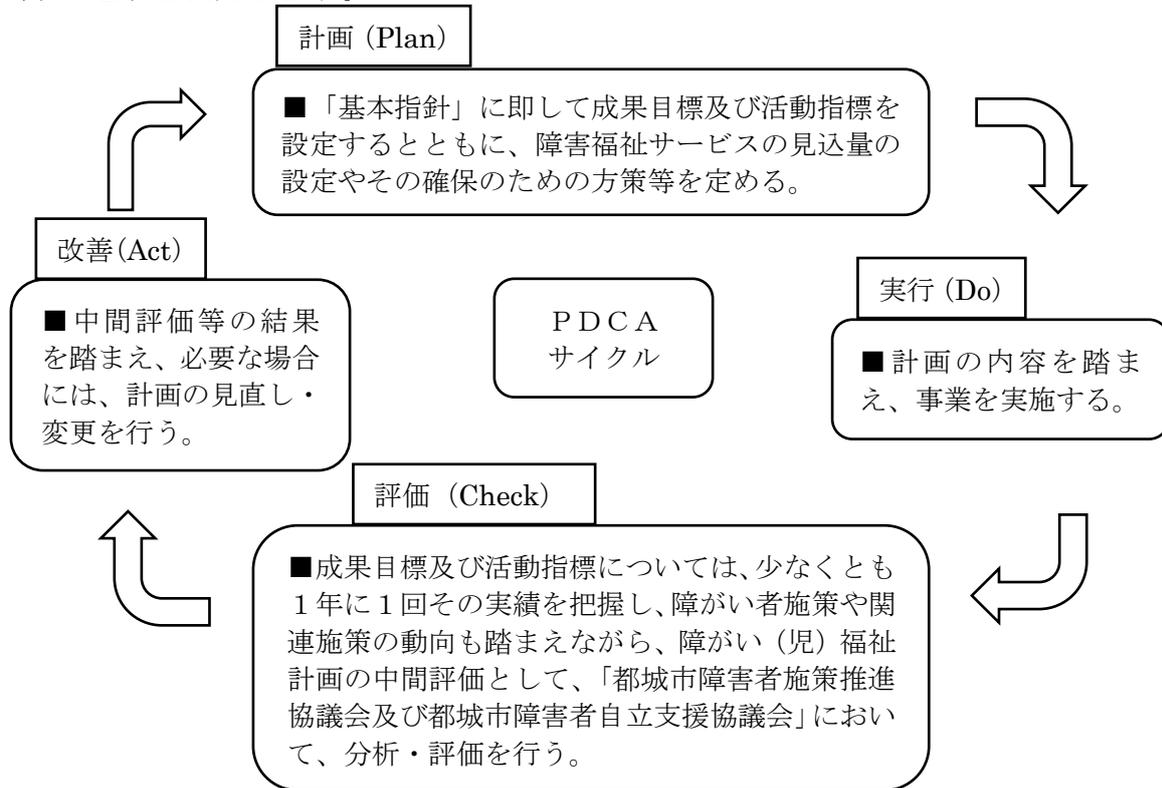
3 計画の位置付け

「都城市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定による市町村障害福祉計画・障害児福祉計画であり、令和2年度から令和5年度を計画期間とする「第4期都城市障がい者計画」に係る実施計画的な位置付けのものとして、両計画の整合性をもって策定するものです。



4 計画の進捗状況及び分析・評価

計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするため、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、毎年、計画の進捗状況を都城市障害者施策推進協議会に報告し、意見を求めることとします。また、計画の達成状況の点検、評価に対する協議会の意見を踏まえ、次年度以降の施策を展開します。



5 計画の基本的理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。

また、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進め、地域全体で対応するシステムの構築を目指します。

6 計画の策定体制

本計画を策定するに当たり、関係機関との協議や、サービス提供事業者へのアンケート調査を行いました。また、障害者基本法第36条第4項に基づき、障がい者福祉に精通する学識経験者や当事者団体の代表者などで構成する都城市障害者施策推進協議会から意見聴取を行い、パブリックコメントの実施を経て策定しました。

7 都城市の現状

(1) 身体障がい者（児）の状況

① 障がい等級別身体障害者手帳交付者数

心臓機能障がい、肢体不自由が全障がい者数の3割を占めており、次いで聴覚障がい、視覚障がいと続いています。

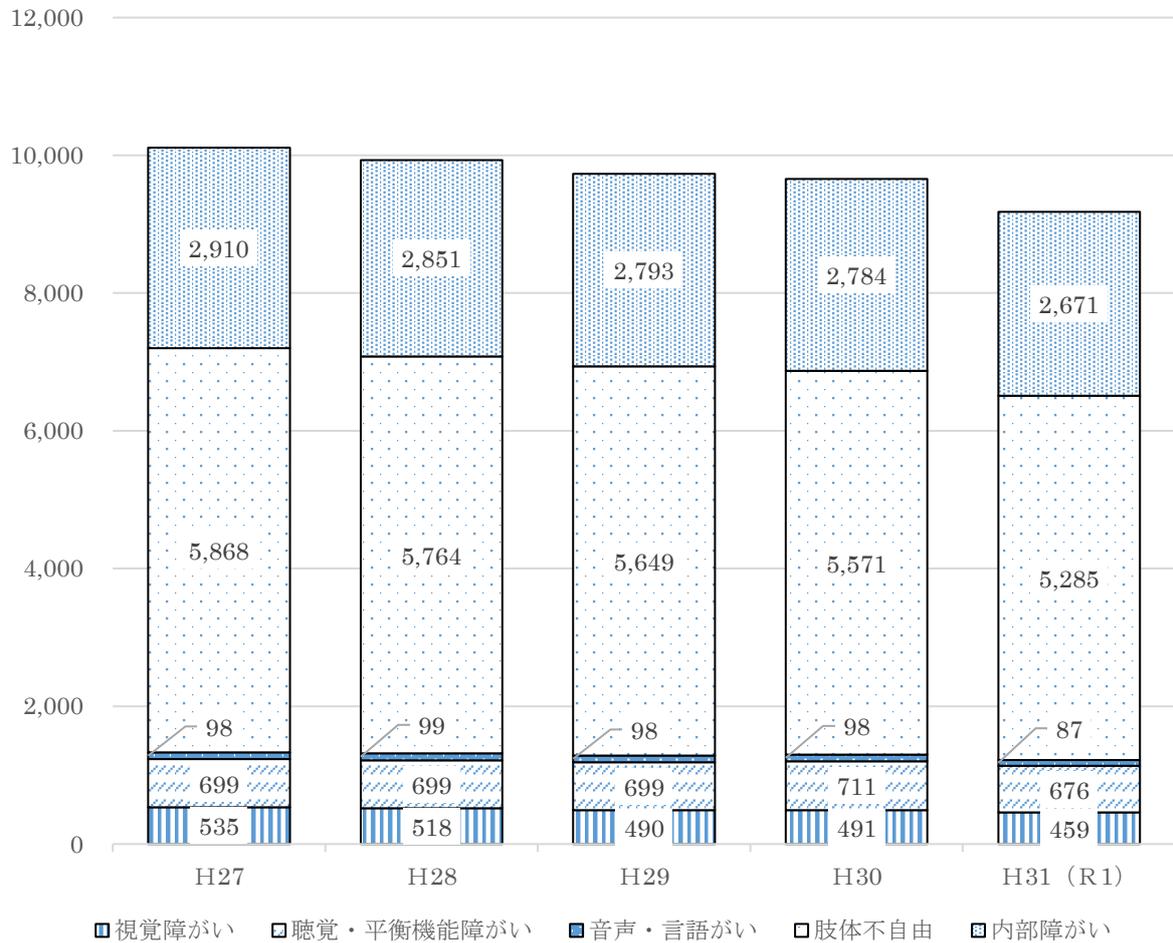
(単位：人)

障がい種別	年齢区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	18歳未満	3	0	0	1	0	0	4
	18歳以上	182	138	31	26	55	23	455
聴覚障がい	18歳未満	1	9	7	4	0	8	29
	18歳以上	39	154	64	143	2	236	638
平衡機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	1	0	1
	18歳以上	0	0	2	0	4	2	8
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	1	0	0	0	0	1
	18歳以上	8	13	33	32	0	0	86
肢体不自由	18歳未満	38	17	6	2	7	8	78
	18歳以上	988	965	1,003	1,464	563	224	5,207
心臓機能障がい	18歳未満	7	0	12	1	0	0	20
	18歳以上	698	18	329	451	0	0	1,496
じん臓機能障がい	18歳未満	2	0	0	0	0	0	2
	18歳以上	558	12	71	4	0	0	645
呼吸器機能障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	17	5	72	41	0	0	135
ぼうこう・直腸機能障がい	18歳未満	0	0	1	1	0	0	2
	18歳以上	1	2	19	309	0	0	331
小腸機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	0	1	3	0	0	7
免疫機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	3	6	1	0	0	14
肝臓機能障がい	18歳未満	9	0	0	0	0	0	9
	18歳以上	7	0	2	0	0	0	9
合計		2,566	1,337	1,659	2,483	632	501	9,178

※令和元年度末時点

資料：福祉課

障がい種別身体障害者手帳所持者数



3級	1,869	1,815	1,764	1,732	1,659
4級	2,513	2,526	2,524	2,559	2,483
5級	618	622	642	657	632
6級	472	488	500	519	501
合計	10,110	9,913	9,729	9,655	9,178

※各年度末時点

資料：福祉課

(2) 知的障がい者（児）の状況

療育手帳交付者数

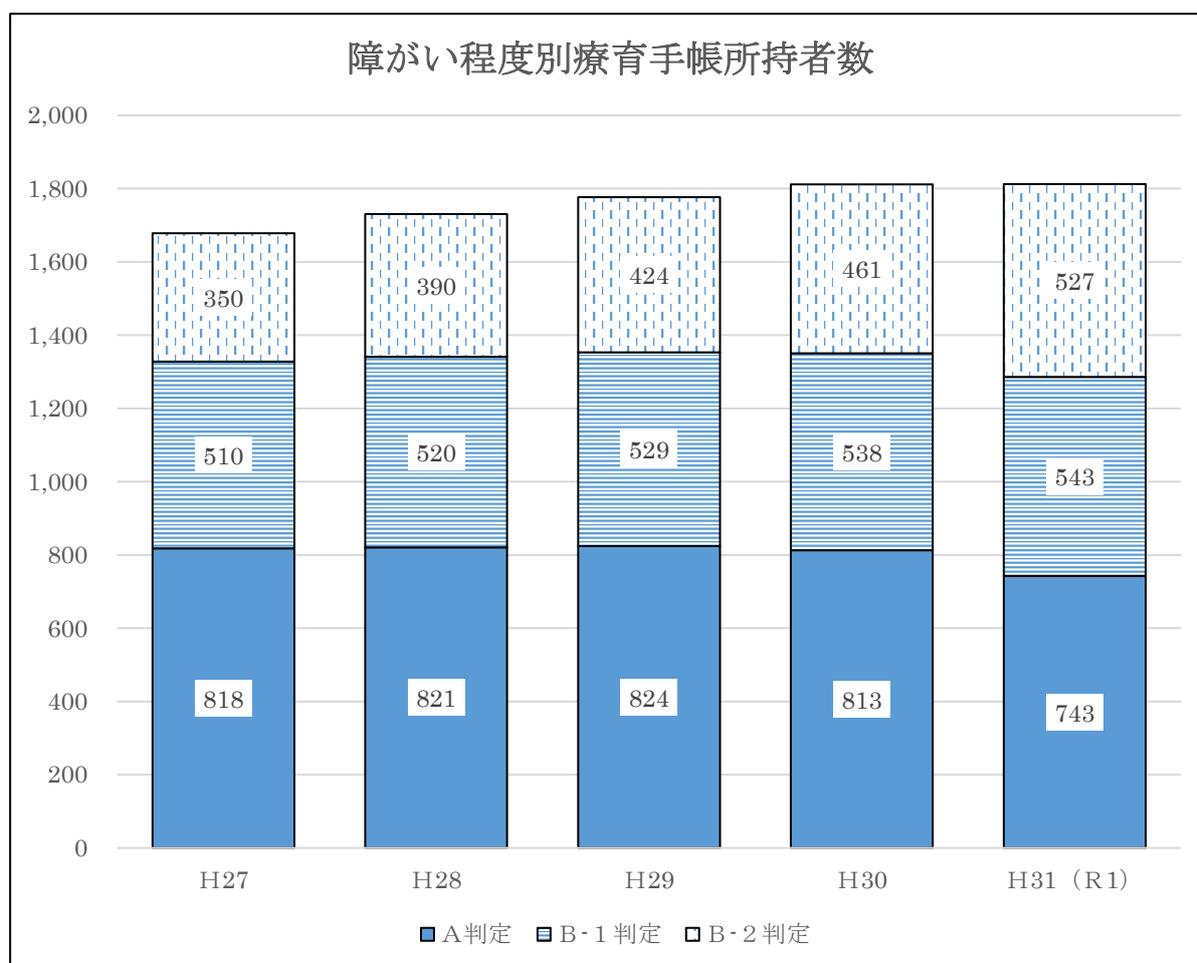
手帳交付者数は、平成30年度までは増加傾向にあり、その後は横ばいとなっています。

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	818	821	824	813	743
B-1判定	510	520	529	538	543
B-2判定	350	390	424	461	527
合計	1,678	1,731	1,777	1,812	1,813

※各年度末時点

資料：福祉課



(3) 精神障がい者（児）の状況

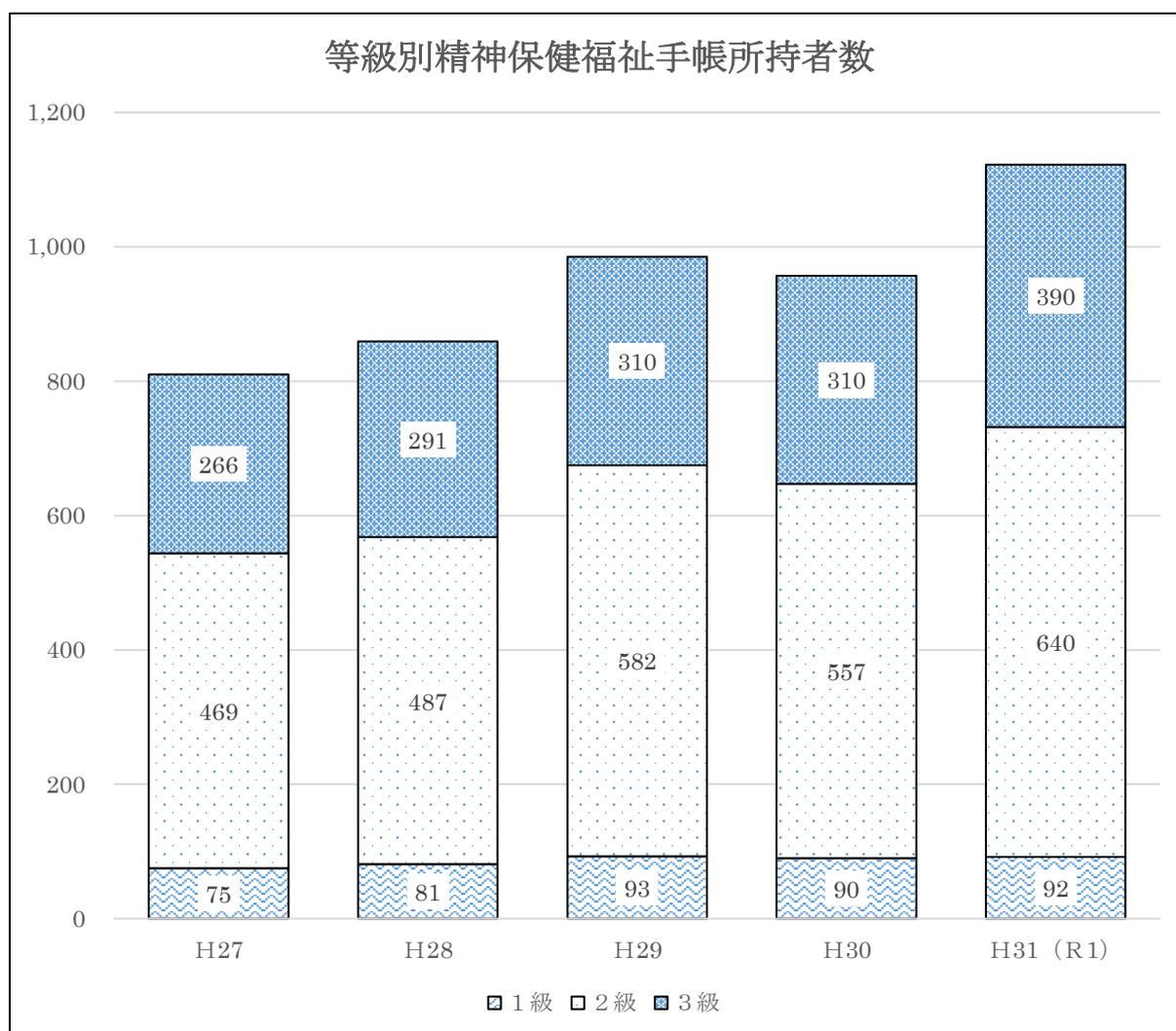
精神保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数
手帳交付者、自立支援医療受給者ともに増加傾向にあります。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 級	75	81	93	90	92
2 級	469	487	582	557	640
3 級	266	291	310	310	390
手帳交付者合計	810	859	985	957	1,122
自立支援医療受給者数	1,749	1,919	2,113	2,264	2,364

※各年度末時点

資料：福祉課



(4) 主たる障がい別障害支援区分決定者の状況

支援区分で一番多いのは、身体障がい者で区分6、知的障がい者が区分4と精神障がい者は区分3となっています。

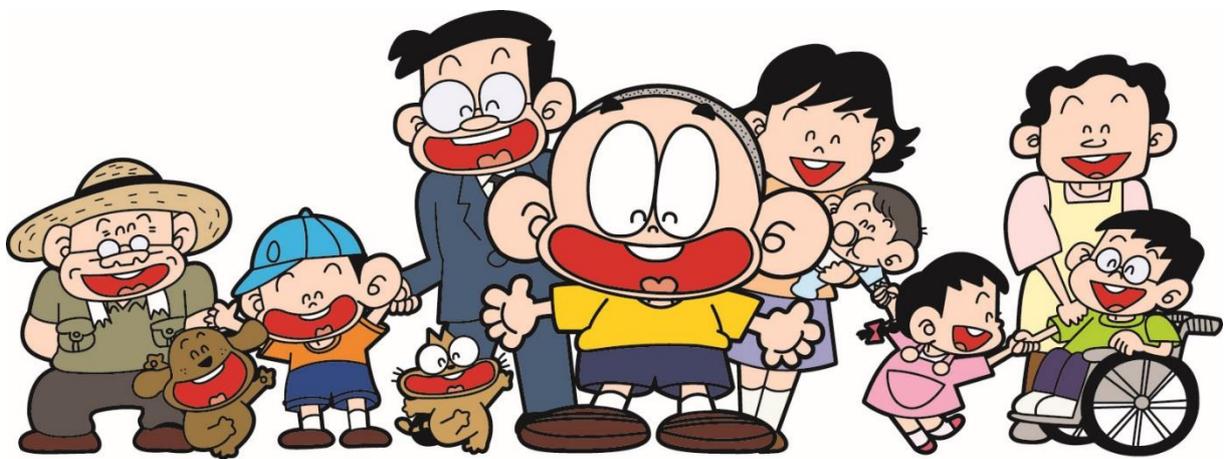
(単位：人)

障がい別	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者	なし	89	80	75	83	90
	1	10	6	1	2	3
	2	70	57	31	18	18
	3	68	67	67	87	103
	4	56	62	61	70	69
	5	59	65	82	84	89
	6	138	151	158	164	169
合計		490	488	475	508	541
知的障がい者	なし	66	51	63	68	77
	1	21	15	6	4	3
	2	77	56	53	55	53
	3	90	100	107	109	113
	4	103	121	128	118	119
	5	70	77	81	90	102
	6	49	61	78	82	87
合計		476	481	516	526	554
精神障がい者	なし	130	141	149	163	167
	1	8	10	1	0	1
	2	29	34	39	42	44
	3	25	38	58	59	57
	4	14	22	32	35	43
	5	4	4	4	3	6
	6	2	2	1	1	1
合計		212	251	284	303	319
難病患者	なし	1	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0
	2	1	1	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	4	0	1	0	0	0
	5	0	0	1	1	1
	6	0	0	0	0	0
合計		2	2	1	1	1

※各年度末時点

資料：福祉課

※「なし」の人数は、区分がなくても利用可能な就労系サービス等の決定者数になります。



第2章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

① 国の基本指針

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

第5期計画	第6期計画
平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行	令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

② 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目	平成28年度末時点の施設入所者数	目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)	進捗率
地域移行者数	225人	12人	13人	108.3%

③ 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目標値として設定します。

項目	令和元年度末時点の施設入所者数	目標値 (令和5年度末)
地域移行者数	236人	15人

第5期計画の目標値12人については、令和元年度末に達成しており、令和2年度も一定数の地域移行者が見込まれています。このことから、今回、市としては、国の示す目標を新たな目標値として設定します。

(2) 福祉施設の入所者数の削減に関する目標

① 国の基本指針

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

第5期計画	第6期計画
平成28年度末時点の施設入所者から2%以上を削減	令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上を削減

② 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目	平成28年度末時点の施設入所者数	目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
施設入所者数	225人	4人減	15人増

③ 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、第6期計画の目標値を令和元年度末時点より増加させないことを、目標値として設定します。

項目	令和元年度末時点の施設入所者数	目標値 (令和5年度末)
施設入所者数	236人	令和元年度末以下とする

第5期計画の目標値4人については、令和元年度末に施設入所者数が236人となり、目標の達成は難しい状況にあります。

また、相談支援事業者へ障害福祉サービスに関するアンケートを実施したところ、入所支援施設が不足すると答えた事業所の割合が4割を占めました。さらに、サービス事業者への聞き取りからも入所施設の待機があることから、令和2年度以降についても入所者数の減少は見込めない状況です。

第5期計画の進捗状況や障害者支援施設等事業者へのアンケート等の結果から、今回、市としては、令和元年度末時点より増加させないことを目標値として設定します。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 地域生活支援拠点等における機能の充実・強化に関する目標

① 国の基本指針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

② 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目	目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
地域生活支援拠点等の数	1か所	0か所

③ 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、令和4年度末までに1か所の地域生活支援拠点等を整備し、その後、年1回以上、運用状況について検証、検討することを、目標値として設定します。

項目	令和元年度末時点	目標値 (令和5年度末)
地域生活支援拠点等の数	0か所	1か所
検証・検討の頻度	—	年1回以上

第5期計画の目標値について、令和元年度にプロジェクトチームを発足しましたが、地域生活支援拠点等の整備には至っていません。

第5期計画の進捗状況を踏まえ令和4年度までに整備を行い、年1回以上の検証・検討の方法を確立します。

3 福祉施設*から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

a 福祉施設から一般就労への移行

① 国の基本指針

令和5年度末までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。

② 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目	平成28年度末時点の移行者数	目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)	進捗率
一般就労移行者数	28人	34人	26人	76.5%

③ 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、令和5年度末までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目標値として設定します。

項目	令和元年度末時点	目標値 (令和5年度末)
一般就労移行者数	26人	34人

第5期計画の目標値34人については、令和元年度までの実績は26人であり、令和2年7月末時点で5人の一般就労への移行が見込まれています。

また、第4期都城市障がい者計画策定時アンケートにおいて就労等の結果では、「現在は働いていないが、今後働きたい」という意向の障がい者が全体では8.5%ですが、精神障がい者においては22.1%と、他の障がいに比べ高くなっています。

このことから、市は、移行率の上昇を見込み、国の示す目標を新たに目標値として設定します。

※ 福祉施設＝生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）をいう。

b 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数（新規）

① 国の基本指針

就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに令和元年度実績の1.30倍以上の利用実績を達成することを基本とする。

② 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、令和5年度末までに令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを目標値として設定します。

項目	令和元年度末時点	目標値 (令和5年度末)
一般就労への 移行者数	11人	15人

就労移行支援事業に関する取組については、これまで「利用者数」を目標値として設定していましたが、国の基本指針の変更に伴い、第6期計画より、就労移行支援事業を通じた一般就労への「移行者数」を目標値として設定します。

このことから、市は、国の示す基本指針に合わせた「令和元年度末時点の移行者数から1.30倍以上」を目標値として設定します。

c 就労継続支援事業等の移行者数（新規）

① 国の基本指針

就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度末までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととする。

就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数のうち、7割が就労定着支援を利用することを基本とする。

就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

② 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、それぞれ、令和5年度末までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととします。

就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数のうち、7割が就労定着支援を利用することとします。

就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

項目	令和元年度末時点	目標値 (令和5年度末)
就労継続支援A型からの移行者数	7人	9人
就労継続支援B型からの移行者数	8人	10人
一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用者数	—	24人
就労定着支援事業による就労定着率8割以上の事業所数	—	3事業所

第6期計画の新規目標として取り組みます。
就労継続支援や就労定着支援を利用した一般就労への移行を促進させるため設定するもので、国の基本指針に合わせ、各目標値を設定します。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 障がい児支援の提供体制に関する目標

① 国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

② 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目		目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
児童発達支援センターの設置数		2か所	2か所
保育所等訪問支援事業所 を利用できる体制		確保済み	9か所
主に重症心身障がい児を 支援する児童発達支援事 業所及び放課後等デイサ ービス事業所の数	児童発達支援	各3か所以上	4か所
	放課後等 デイサービス		3か所
医療的ケア児支援のための 協議の場の設置		平成30年度末ま でに障害者自立支 援協議会児童部 会・重症心身障が い児(者)支援部 会を活用して設置	障害者自立支援協 議会設立当初から 児童部会及び重症 心身障がい児(者) 支援部会を活用し 、協議の場を設 置

② 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業所、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児支援のための協議の場の設置については現状維持を目標値として設定します。同時に、医療的ケア児等コーディネーターの配置を目標値として新たに設定します。

項目		令和元年度末時点	目標値 (令和5年度末)
児童発達支援センターの設置数		2か所	2か所
保育所等訪問支援事業所を利用できる体制		有 (9か所)	有 (9か所以上)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	児童発達支援	4か所	4か所以上
	放課後等 デイサービス	3か所	3か所以上
医療的ケア児支援のための協議の場の設置		児童部会及び重症心身障がい児(者)部会にて協議の場を設置済	<ul style="list-style-type: none"> ・児童部会及び重症心身障がい児(者)部会にて協議の場を設置 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置

児童発達支援センターはすでに整備済みであり、今後も2か所を維持します。
 保育所等訪問支援事業所を利用できる体制は、すでに整備済みであり、これを維持又は増設することを目標とします。
 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はすでに整備済みであり、これを維持又は増設することを目標とします。
 医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、すでに設置済みであり、今後もこれらの部会で協議をします。
 また、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、研修を受けている相談支援専門員等に呼び掛け、体制を整備します。



5 相談支援体制の充実・強化等（新規）

（1）相談支援体制の充実・強化等に関する目標

① 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

② 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、基幹相談支援センター等を活用しながら、地域の相談支援体制の充実・強化を図ることを目標とします。

項目	令和元年度末時点	目標値 (令和5年度末)
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	確保済み	維持

相談支援体制については平成30年度より基幹相談支援センターに委託して設置済みです。今後も、設置を維持しつつ、相談支援体制の充実・強化を図ることを目標とします。

6 障害福祉サービス等の質の向上（新規）

（1）障害福祉サービス等の質の向上に関する目標

① 国の基本指針

令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

② 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

市は、令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるため、研修や審査結果等を活用した提供体制の構築を目標とします。

項目	令和元年度末 時点	目標値 (令和5年度末)
障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築	未構築	構築

第6期計画の新規目標として取り組みます。

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、各種研修を活用した市職員の受講への参加を促すとともに、国民健康保険団体連合会における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用する体制を構築します。

第3章 指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

1 訪問系サービス

(1) 事業内容

事業名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
重度訪問介護	在宅で常に介護を必要とする重度の肢体不自由者、又は重度の知的・精神障がい者で行動障がいを有する人に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がい児（者）で、常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅介護	人	260	267	267	288	278	291
	時間	4,922	4,954	5,069	5,313	5,272	5,436
重度訪問介護	人	5	4	6	4	6	4
	時間	2,162	1,532	2,227	1,530	2,316	1,540
同行援護	人	45	42	46	45	47	43
	時間	1,029	949	1,060	1,102	1,103	922
行動援護	人	10	10	11	8	12	10
	時間	536	468	552	364	574	322
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

- 1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数
 2 時間＝年度内の1月当たりの平均利用時間

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人	288	306	325	343
	時間	5,313	5,555	5,797	6,039
重度訪問介護	人	4	4	4	4
	時間	1,530	1,530	1,530	1,530
同行援護	人	45	45	45	45
	時間	1,102	1,177	1,253	1,329
行動援護	人	8	9	10	11
	時間	364	414	460	506
重度障害者等包括支援	人	0	1	1	1
	時間	0	184	184	184

③ 見込み量の確保のための方策

訪問系サービスは、日常生活を送る上で必要不可欠なサービスのため、相談支援事業者、サービス提供事業者等関係機関との連携を図り、より良いサービスを提供できる体制を整えます。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数
2 時間＝年度内の1月当たりの平均利用時間

2 日中活動系サービス

2-1 生活介護

(1) 事業内容

常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介護と創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
生活介護	人	445	435	455	437	475	450
	人日	9,345	8,808	9,555	8,764	9,975	9,126

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たりの利用量等を勘案して利用者数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人	437	440	443	446
	人日	8,764	8,824	8,884	8,944

③ 見込量の確保のための方策

障がい者の地域での生活を支援するため、安定したサービスの提供体制の維持について、サービス提供事業者等と連携を図ります。

2-2 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

(1) 事業内容

自立した日常生活、社会生活を目指し、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立訓練 (機能訓練)	人	4	3	4	3	4	2
	人日	88	57	88	53	88	32
自立訓練 (生活訓練)	人	26	27	26	27	26	27
	人日	442	386	442	445	442	476

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

(機能訓練) 利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(生活訓練) 利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	人	3	3	3	3
	人日	53	53	53	53
自立訓練 (生活訓練)	人	27	28	29	30
	人日	445	479	513	546

③ 見込量の確保のための方策

実績から、機能訓練は利用者数、利用量ともに減少しています。生活訓練は、利用者数は一定しており、利用量だけが増えています。いつでも利用できるサービスの提供体制の確保についてサービス提供事業者等と連携を図ります。

2-3 就労移行支援

(1) 事業内容

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労移行支援	人	40	33	42	36	45	46
	人日	792	590	832	701	891	872

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人	36	40	44	48
	人日	701	720	792	864

③ 見込量の確保のための方策

就労移行支援事業は、特別支援学校の生徒が卒業後に利用を開始したことにより、大幅に増加しているため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関、就労先の受け入れ企業等と連携し、職場実習などの雇用前支援から雇用後の定着支援まで継続した支援を行います。

2-4 就労継続支援(A型・B型)

(1) 事業内容

一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。

「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。

「B型(非雇用型)」は、雇用契約を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労継続支援A型	人	110	88	115	92	125	99
	人日	2,310	1,719	2,415	1,831	2,625	2,028
就労継続支援B型	人	342	354	350	382	365	388
	人日	6,498	6,332	6,650	6,666	6,935	6,822

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

(A型) 利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

(B型) 利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援A型	人	92	120	130	140
	人日	1,831	2,400	2,600	2,800
就労継続支援B型	人	382	412	442	472
	人日	6,666	7,416	7,956	8,496

③ 見込量の確保のための方策

A型、B型ともに着実に利用が増えていることから、今後も利用者は、増えていくと思われます。障がい者の就労の場を幅広く確保する観点から、障害者自立支援協議会の専門部会や関係機関と連携を図ります。

また、障がい者の能力の開発・向上を目指すため、これまでの作業内容とは異なる事業を行う事業者を開拓し、障がい者の選択肢の幅を広げます。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

2-5 就労定着支援

(1) 事業内容

一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通し就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
就労定着支援（人）	8	13	9	34	10	30

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、福祉施設の一般就労への移行者数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援（人）	34	36	39	42

③ 見込量の確保のための方策

平成30年度から始まった事業で、就労移行支援を経て一般就労した後6か月経過後に利用できるサービスのため、制度の始まった翌年の令和元年度に2倍以上の利用者増があったと考えられます。

利用者増に対して、必要なサービス量を確保するため、障害者自立支援協議会の専門部会等を活用し、サービス提供事業者等との連携を図ります。

2-6 療養介護

(1) 事業内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
療養介護（人）	38	39	38	41	38	42

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護（人）	41	42	43	44

③ 見込量の確保のための方策

今後もほぼ横ばいで推移するものと思われます。

筋萎縮性側索硬化症（ALS）や筋ジストロフィー患者など重症心身障がい者に対応できる医療施設でのみ受け入れ可能なサービスであることから、医療機関と連携することにより見込量の確保に努めます。

2-7 短期入所

（1）事業内容

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

障害者支援施設等で実施している福祉型と、病院等で実施している医療型があります。

（2）第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
短期入所 （福祉型）	人	98	95	100	91	102	63
	人日	637	581	650	561	663	460
短期入所 （医療型）	人	8	7	9	7	10	3
	人日	64	58	72	64	80	30

（3）第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

② 必要な量の見込み

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 （福祉型）	人	91	96	98	101
	人日	561	576	588	606
短期入所 （医療型）	人	7	8	9	10
	人日	64	72	81	90

③ 見込量の確保のための方策

福祉型、医療型ともに令和2年度見込で減少となっており、計画を下回っています。これは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため施設側で受け入れを断っているケースが影響すると考えられます。短期入所については、今後需要が増えることと見込まれることから、事業者と連携し、サービス提供体制の確保に努めます。

特に、医療的ケアを必要とする障がい児（者）が利用できる施設について、市内に受入施設がないため、今後利用可能な事業所が増えるよう各関係機関へ働き掛けを行います。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

3 居住系サービス

3-1 自立生活援助

(1) 事業内容

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしを希望する障がい者に対し、一定の期間、定期的に居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請がある場合は随時の対応を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
自立生活援助（人）	2	0	2	0	2	0

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助（人）	0	1	1	1

③ 見込量の確保のための方策

これまで実績はありませんが、障がい者が地域で自立した生活を送る上で、必要なサービスを提供できるよう、関係機関と連携して、安定したサービスの提供体制を整えます。

3-2 共同生活援助（グループホーム）

(1) 事業内容

共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加え、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

共同生活援助（人）	170	167	180	170	200	178
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（人）	170	185	200	215

③ 見込量の確保のための方策

実績において利用者が増えています。これは、事業所が増加したためだと思われ
ます。

施設入所からの地域生活への移行、住み慣れた地域で、その人らしく、自立した生活を営むことができるよう入所施設や精神科病院を運営する法人、相談支援事業者等との連携を図り、グループホームの開設を促します。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

3-3 施設入所支援

(1) 事業内容

入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
施設入所支援（人）	242	236	240	236	238	236

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を考慮した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案し、地域の実情に応じた利用者数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援（人）	236	236	236	236

③ 見込量の確保のための方策

退所する利用者がある一方、障がいの特性や病状等の悪化により入所する利用者も同様にいるため実績は横ばいです。

今後も関係機関と連携し、適切なサービス提供ができる体制を整えます。

また、施設から地域生活への移行を促進するため、地域生活をする上でのサービス提供の体制を整えます。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

3-4 地域生活支援拠点等

(1) 事業内容

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児（者）やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制づくりのための制度です。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域生活 支援拠点等	設置か所	—	0か所	—	0か所	—	0か所
	検証・検討回数	—	0回	—	0回	—	0回

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活 支援拠点等	設置か所	0か所	0か所	1か所	1か所
	検証・検討回数	0回	0回	1回	1回

③ 見込量の確保のための方策

自立支援協議会等を活用し、令和4年度までに整備を進めます。

また、整備と同時に、年1回以上の検証・検討の体制を確立します。

4 相談支援

4-1 計画相談支援

(1) 事業内容

障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する人に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
計画相談支援（人）	283	294	294	332	306	365

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援（人）	332	365	398	431

③ 見込量の確保のための方策

サービス利用者のうち特に就労系サービスを希望する障がい者が多いことから着実に実績は伸びています。

障がいのある人の円滑なサービスの利用につなげるため、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保及び資質の向上に努めます。

4-2 地域移行支援

(1) 事業内容

施設入所や入院等をしている人に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、必要な支援を行います。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域移行支援（人）	3	0	4	0	5	0

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援（人）	0	2	3	4

③ 見込量の確保のための方策

施設の退所、精神科病院の退院が可能な障がい者、医療機関、サービス提供事業者及び相談支援専門員等の関係機関に対し、地域移行へ向けた意欲の喚起、サービス利用の推奨、周知を図ります。

また、宅地建物取引業者との情報交換を行い、住まいの確保に努めます。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

4-3 地域定着支援

(1) 事業内容

居宅で一人暮らしをしている人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域定着支援（人）	8	19	9	23	10	24

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用者数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援（人）	23	28	33	38

③ 見込量の確保のための方策

相談支援専門員が利用者本人のニーズ等を把握して、いつでも相談に乗れるような体制を確保しているため実績が伸びていると思われまます。

必要な支援が提供できるよう相談支援事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

5 障がい児通所支援

児童福祉法に基づき、主に、施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進等の支援を提供します。

5-1 児童発達支援

(1) 事業内容

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
児童発達支援	人	165	185	175	211	185	185
	人日	1,683	1,867	1,785	1,954	1,887	1,854

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

地域における児童の数の推移、障がい児の利用者数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人	211	242	272	308
	人日	1,954	2,236	2,518	2,800

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

③ 見込量の確保のための方策

市保健センターで療育が必要と思われる子どもに対する保護者の理解が進み、申請に至り、実績は着実に伸びています。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和2年度は利用見込みが減っていますが今後も需要が見込まれます。

対象児童が適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業所の確保及び資質向上に努めます。

また、児童相談所、市保健センター、児童発達支援センター等の関係機関と連携し、切れ目のない早期療育支援につながるよう、提供体制を整えます。

5-2 医療型児童発達支援

(1) 事業内容

肢体不自由のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に併せて治療等を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
医療型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現段階で利用者がいないことに加え、近隣市町村に利用できる施設がないため、暫定的な見込みで設定します。

地域における児童の数の推移、障がい児の利用者数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型 児童発達支援	人	0	1	1	1
	人日	0	2	2	2

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

③ 見込量の確保のための方策

これまで圏域等に対象施設がなかったこともあり、実績はありません。

今後、近隣市町村に利用できる施設が設置されるよう、宮崎県と連携し関係機関へ制度の周知を図ります。

5-3 放課後等デイサービス

(1) 事業内容

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
放課後等 デイサービス	人	288	322	315	372	342	418
	人日	4,179	4,287	4,568	4,794	4,959	5,647

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

地域における児童の数の推移、障がい児の利用者数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	人	372	402	432	462
	人日	4,794	5,226	5,616	6,006

③ 見込量の確保のための方策

児童発達支援を終了した児童が継続してこのサービスを利用するケースが多く、実績が伸びています。

対象児童が適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業所の確保及び資質向上に努めます。

また、児童相談所、市保健センター、児童発達支援センター等の関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

5-4 保育所等訪問支援

(1) 事業内容

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
保育所等訪問支援	人	2	21	24	44	26	45
	人日	29	28	31	70	34	64

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

地域における児童の数の推移、障がい児の利用者数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人	44	54	64	74
	人日	70	88	106	124

③ 見込量の確保のための方策

他の児童通所サービスを利用している児童に対して相談支援専門員や、保育士、学校の先生が必要を感じ、保護者に理解を促して申請してくることから実績が伸びていると思われます。

対象児童が適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業所の確保及び資質向上に努めます。

また、児童相談所、市保健センター、児童発達支援センター等の関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

5-5 居宅訪問型児童発達支援

(1) 事業内容

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がいのある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
居宅訪問型	人	3	0	4	0	5	0
児童発達支援	人日	15	0	20	0	25	0

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現段階で利用者がいないことに加え、近隣市町村に利用できる施設がないため、暫定的な見込みで設定します。

地域における児童の数の推移、障がい児の利用者数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型	人	0	0	1	1
児童発達支援	人日	0	0	5	5

③ 見込量の確保のための方策

県内に対象施設がなく、県内全圏域での実績もありません。

今後、近隣市町村に利用できる施設が設置されるよう、宮崎県と連携し制度の周知を図ります。

1 人=年度内の1月当たりの平均利用人数

2 人日=月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

5-6 障害児相談支援

(1) 事業内容

障害児通所サービスの利用を希望する児童に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害児相談支援（人）	167	122	177	153	187	181

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

地域における児童の数の推移、障がい児の利用者数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズを勘案して、利用児童数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援（人）	153	178	203	228

③ 見込量の確保のための方策

利用計画は下回っているものの、実績は確実に増えています。児童通所サービスの利用者が増えているため増加傾向です。

対象児童が適切なサービスを受けられるよう、指定障害児通所支援事業所及び相談支援専門員の確保及び資質向上に努めます。

また、児童相談所、市保健センター、児童発達支援センター、学校等の関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。

1 人＝年度内の1月当たりの平均利用人数

5-7 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（新規）

（1）事業内容

人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が地域で安心して暮らせるよう医療的ケア児等に支援が適切に行える人材を配置するものです。

（2）第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
コーディネーターの配置	—	0人

（3）第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

地域における医療的ケア児のニーズを勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置	0人	0人	1人	1人

③ 見込量の確保のための方策

県で行っている医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した者に対して働き掛けを行うなど、今後、医療的ケアを必要とする障がい児の支援が安心して行えるよう、配置に努めます。

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

6-1 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

(1) 取組内容

精神障がい者が安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療及び福祉関係者が協議できる場を設置するものです。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目		目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
保健、医療及び福祉関係者による協議	開催回数	—	1回
	関係者の参加人数	—	15人
	目標設定及び評価の実施回数	—	1回

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。また、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。

さらに、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

項目		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度末	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議	開催回数	1回	12回	12回	12回
	関係者の参加人数	15人	180人 (15人×12回)	180人 (15人×12回)	180人 (15人×12回)
	目標設定及び評価の実施回数	1回	2回	2回	2回

③ 見込量の確保のための方策

自立支援協議会の運営会議、年2回開催される全体会を活用して協議、目標設定及び評価を行います。

6-2 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

(1) 取組内容

精神障がい者の地域生活への移行を推進するため、障害福祉サービスのうち精神障がい者が利用する人数を把握するものです。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目	目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
精神障がい者の地域移行支援	—	0人
精神障がい者の地域定着支援	—	23人
精神障がい者の共同生活援助	—	44人
精神障がい者の自立生活援助	—	0人

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行に各障害福祉サービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

項 目	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度末	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の地域移行支援	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	23人	25人	30人	34人
精神障がい者の共同生活援助	44人	56人	60人	65人
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人

③ 見込量の確保のための方策

精神科病院入院患者の地域移行を促進するため、精神科病院関係者、計画相談支援事業者、障害福祉サービス提供事業者等と連携して移行体制を整備します。

また、地域における精神障がい者への理解を深めるため、民生委員・児童委員に対し、啓発を行います。

7 相談支援体制の充実・強化のための取組（新規）

（1）取組内容

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくための体制を構築するものです。

（2）第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項 目		目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センター設置済み	基幹相談支援センター設置済み
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言	—	688件
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施	—	9件
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	—	12回

（3）第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

障がいの種別や各種相談内容のニーズに対応できる相談支援の実施の見込みを設定します。

地域の相談支援事業者に対する訪問による専門的な指導・助言実施件数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

項 目		参考 (実績)	第 6 期計画 (見込量)		
		令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センター設置済み	基幹相談支援センター設置済み	基幹相談支援センター設置済み	基幹相談支援センター設置済み
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言	688 件	688 件	688 件	688 件
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施	9 件	9 件	9 件	9 件
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施	12 回	12 回	12 回	12 回

③ 見込量の確保のための方策

基幹相談支援センターを活用し、市民、障害福祉サービス提供事業者等からの相談に対して、的確な助言等が行えるよう職員の質の向上を目指し、研修等を行い、関係機関との連携を強化します。

8 障害福祉サービス等の質の向上のための取組（新規）

（1）取組内容

県主催の各種研修参加、支払システム審査結果や指導監査結果の活用により障害福祉サービスの質を向上させるための体制を構築するものです。

（2）第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

項目		目標値 (令和2年度末)	実績値 (令和元年度末)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修への参加人数		—	10人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果	事業所や関係自治体と共有する体制の有無	—	無
	実施回数	—	0回
指導監査結果の関係市町村との共有	関係自治体と共有する体制の有無	—	無
	共有回数	—	0回

（3）第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市職員の参加見込みを設定します。

障害者自立支援審査支払等による審査結果、県等が行う指導監査の結果を分析して活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

② 必要な量の見込み

項 目		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修への参加人数		10人	15人	15人	15人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果	事業所や関係自治体と共有する体制の有無	無	有	有	有
	実施回数	0回	1回	1回	1回
指導監査結果の関係市町村との共有	関係自治体と共有する体制の有無	無	有	有	有
	共有回数	0回	1回	1回	1回

③ 見込量の確保のための方策

県が実施する研修に障がい福祉担当の職員等が積極的に参加できる体制を構築します。

また、国保連合会からの障害者自立支援審査支払システムによる審査結果や県が行う指導監査の結果を活用し、入力ミスや注意点について障害福祉サービス提供事業者に対して指導・助言等ができる体制を構築します。

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

障害者総合支援法では、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村の判断で柔軟に実施できる事業として、地域生活支援事業を定めています。都城市では、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に事業を実施しています。

1 相談支援事業

(1) 事業内容

① 障害者相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談や情報提供、住居入居に必要な調整など、総合的な支援を行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利擁護のための必要な相談支援を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として設置した基幹相談支援センターは、都城市障害者自立支援協議会の事務局を担い、地域の関係機関との連携の強化等に取り組んでいます。また、虐待防止センターとしての業務も受託しており虐待防止・権利擁護にも努めています。相談支援事業者に対する専門的な指導や人材育成の支援等にも取り組むなど、相談支援機能の強化を図っています。障がい者に関する研修を開催することにより情報発信や情報共有の役割も果たしています。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者等に対して、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

相談支援事業	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
障害者相談支援事業実施見込か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

事業実施実績、必要に応じて実施か所数及び事業実施の有無を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業実施見込か所数	2か所	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業実施の有無	有	有	有	有

③ 見込量確保のための方策

- ・障害者相談支援事業では、必要な情報の提供や必要な助言支援ができるよう、基幹相談支援センターと連携し、必要な人材の確保・育成に努めます。
- ・基幹相談支援センター等機能強化事業では、障がい者の総合相談窓口としての役割を継続して担うとともに、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成を行い、相談支援事業の強化を図ります。
- ・住宅入居等支援事業では、地域定着支援を実施する事業者や宅地建物取引協同組合等との連携を図り適切な支援を行います。

2 成年後見制度利用支援事業

(1) 事業内容

知的障がいや精神障がい等の理由により判断能力の不十分な人に代わり、不動産や預貯金などの財産管理、入所やサービス利用に関する契約等を行う成年後見制度の利用について支援を受けなければ障がいサービスの利用等が困難であると認められる人に対し、次の支援を行います。

- ・成年後見審判の申立ての手續に関する支援
- ・市長申立てに必要な費用の負担（登記手数料、鑑定費用等）
- ・成年後見人等に対する報酬等の助成

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

成年後見制度 利用支援事業	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
市長申立要請件数	3件	0件	3件	4件	3件	4件
報酬助成件数	—	5件	—	6件	—	6件

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現在の利用者数、ニーズに応じて利用件数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	令和元年度			
市長申立要請件数	4件	5件	5件	5件
報酬助成件数	6件	7件	8件	9件

③ 見込量の確保のための方策

利用者数は、年度により差がありますが、支援を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう、制度や利用支援事業の周知・啓発を行います。制度の利用を通して、障がい者の権利擁護を推進します。

3 意思疎通支援事業

(1) 事業内容

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者の申し出により、手話通訳者又は要約筆記者を派遣して、自立と社会参加を促進します。

② 手話通訳者設置事業

市福祉事務所に手話通訳者を設置する事業です。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

意思疎通支援事業	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
手話通訳者・要約筆記者派遣回数	260回	272回	270回	309回	280回	300回
手話通訳者設置数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現在の派遣回数や、設置数、聴覚障がい者のニーズに応じて利用回数、設置数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考(実績)	第6期計画(見込量)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣回数	309回	312回	315回	318回
手話通訳者設置数	1人	1人	1人	1人

③ 見込量の確保のための方策

第5期の利用実績は見込みを上回って推移しています。都城市聴覚障害者協会に事業を委託することにより手話通訳者、要約筆記者を確保・育成し、支援を行います。また、手話通訳者や要約筆記者の派遣制度を周知し、利用促進を図ります。

4 日常生活用具給付等事業

(1) 事業内容

日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

日常生活用具給付等事業	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
介護・訓練支援用具	20件	22件	20件	16件	20件	15件
自立生活支援用具	50件	41件	50件	27件	50件	30件
在宅療養等支援用具	65件	46件	65件	39件	65件	37件
情報・意思疎通支援用具	30件	23件	30件	15件	30件	17件
排せつ管理支援用具	4,100件	4,297件	4,100件	4,271件	4,100件	4,367件
居宅生活動作補助用具	10件	9件	10件	4件	10件	9件

[用具例]

- 介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マットなど
- 自立生活支援用具：入浴補助用具、T字杖つえ、歩行支援用具など
- 在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器、ネブライザー（吸入器）など
- 情報・意思疎通支援用具：視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信装置など
- 排せつ管理支援用具：ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器など
- 居宅生活動作補助用具：移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を行うもの

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

利用件数実績、用具の耐用年数及びニーズに応じて利用件数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	令和元年度			
介護・訓練支援用具	16件	19件	20件	25件
自立生活支援用具	27件	31件	31件	34件
在宅療養等支援用具	39件	27件	48件	31件
情報・意思疎通支援用具	15件	22件	22件	22件
排せつ管理支援用具	4,271件	4,442件	4,517件	4,592件
居宅生活動作補助用具	4件	10件	11件	12件

③ 見込量の確保のための方策

排せつ管理支援用具以外の用具については、計画値を下回った数値で推移しており、減少傾向が見られます。

制度や用具の周知に努め、利用の促進を図ります。

また、必要に応じて、対象用具の性能の範囲や対象品目を拡充するなど事業を推進します。

5 移動支援事業

(1) 事業内容

障がい者（児）の自立生活・社会参加を促進するため、外出時の支援を行う事業です。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込
移動支援事業	利用者数	170人	173人	180人	169人	190人	152人
	利用時間	18,200時間	18,656時間	19,200時間	18,548時間	20,200時間	16,715時間

(3) 見込量の考え方

① 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

現在の利用者数、ニーズに応じて利用者数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名		参考（実績）	第6期計画（見込量）		
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用者数	169人	171人	173人	175人
	利用時間	18,548時間	18,755時間	19,162時間	19,569時間

③ 見込量の確保のための方策

利用者数、利用量ともに横ばいですが、実績では計画値を下回っています。

障がいの種別、年齢、生活環境などにより様々なニーズがあるサービスの一つであり、事業の啓発を図り利用を促進します。

6 地域活動支援センター機能強化事業

(1) 事業内容

創作的活動や生産活動の機会の提供等の支援を行い、障がい者の自立と社会参加を促進します。また、医療・福祉・地域との連携調整、地域住民ボランティア育成、障がいの理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
地域活動支援センター事業	85人	17人	85人	11人	85人	14人

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現在の利用者数、ニーズに応じて利用者数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	11人	20人	20人	20人

③ 見込量の確保のための方策

福祉施設や精神病院等からの地域生活への移行促進の観点から、引き続き、障がい者が柔軟に利用できるセンターの確保に努めます。

7 訪問入浴サービス事業

(1) 事業内容

家庭での入浴や他のサービスで入浴サービスを受けるのが困難な在宅の身体障がい者（児）に対して入浴の介護を行います。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
訪問入浴サービス事業	600回	574回	700回	567回	800回	626回

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現在の利用者数及び利用回数、ニーズに応じて利用回数数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	567回	593回	619回	645回

③ 見込量の確保のための方策

安定したサービスの供給体制を維持しながら、実施します。

8 日中一時支援事業

(1) 事業内容

障がい者（児）を日常的に介護している家族の休息及び就労支援や、日中において監護する人がいない等により、一時的に見守り等の支援を行う事業です。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
日中一時支援事業	222人	278人	223人	252人	225人	213人

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現在の利用者数、ニーズに応じて利用者数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）			
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日中一時支援事業	252人	253人	254人	255人	

③ 見込量の確保のための方策

実績値は、計画値を上回って推移しています。

日中活動系のサービスの一つとして、利用ニーズに応じた体制整備を進め、安定したサービス提供の確保に努めます。

9 社会参加促進事業

(1) 事業内容

① 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者に対して、点訳・音訳の方法により、市の広報などの情報を提供する事業です。

② 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者の福祉の増進並びに市民啓発を図るため、聴覚障がい者等の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話・要約筆記等の指導を行い、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を養成する事業です。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
点字・声の広報等発行事業	有	有	有	有	有	有
手話奉仕員養成研修事業	50人	修了者数 59人	50人	修了者数 47人	50人	未実施 [※]

(3) 第6期都城市障がい福祉計画における考え方

① 見込量の考え方

現在の利用者数、ニーズに応じて利用者数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等発行事業	有	有	有	有
手話奉仕員養成研修事業	修了者数 47人	修了見込者数 55人	修了見込者数 55人	修了見込者数 55人

③ 見込量の確保のための方策

・点字・声の広報等発行事業では、今後も点字図書館に委託を行い、文字による情報入手が困難な障がい者への情報提供を行います。

・手話奉仕員養成研修事業では、今後も都城市聴覚障害者協会に継続して委託を行い、養成講座を実施し、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の増加を目指します。講座修了者に奉仕員として登録を勧め、活用を図ります。

10 巡回支援専門員整備事業

(1) 事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、職員や保護者に対して障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業です。

(2) 第5期都城市障がい福祉計画の進捗状況

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込
巡回支援専門員整備事業	—	相談実施回数 53回	—	相談実施回数 57回	—	相談実施回数 71回

(3) 第6期都城市障がい計画における考え方

① 見込み量の考え方

現在の相談支援実施回数、ニーズに応じて実施回数を設定します。

② 必要な量の見込み

事業名	参考（実績）	第6期計画（見込量）		
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
巡回支援専門員整備事業	相談実施回数 57回	相談実施回数 88回	相談実施回数 88回	相談実施回数 88回

③ 見込量の確保のための方策

今後も、早期療育に取り組んでいる社会福祉法人に引き続き事業を委託して実施します。



○都城市障害者施策推進協議会条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 138 号

改正 平成 21 年 3 月 24 日条例第 4 号

平成 26 年 3 月 24 日条例第 7 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、都城市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、福祉部において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

都城市障害者施策推進協議会 委員名簿

(～R3.5.31)

氏名	団体名等	選出区分
瀬戸口 裕二	学校法人南九州学園 南九州大学	知識経験者
宮田 恭子	宮崎県立都城きりしま支援学校	
坂元 達男	宮崎県手をつなぐ育成会 都城支部	障がい者団体 代表者
八木 敏男	都城視覚障害者福祉会	
前山 玲子	都城市聴覚障害者協会	
福永 良信	都城市身体障害者福祉協会	
外山 明美	子どもと家族・関係者の集まり ポン太クラブ	
岩見 理一郎	宮崎県精神保健福祉士会	福祉事業に従 事する者
田中 聡司	都城市社会福祉施設等連絡会	
田村 真一郎	社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	
小妻 由布子	都城市民生委員児童委員協議会	
栗山 誓子	宮崎県訪問看護ステーション連絡協議会 県西・県南支部連絡会	
瀧口 俊一	宮崎県都城保健所	関係行政機関
石野田 考啓	宮崎県都城児童相談所	
正入木 均	都城公共職業安定所	

用語解説

〈ア行〉

一般就労（P14）	通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係にある企業への就労のこと。
医療的ケア児（者） （P17）	人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入など、生きていく上で医療的援助が必要な障がい児（者）のこと。
応益負担（P1）	収入の多い少ないに関わらず、使った利用サービス等に対し、全員が同じ額を支払うシステムのこと。
応能負担（P1）	収入に応じて、利用サービス等支払う金額が変わるシステムのこと。

〈カ行〉

基幹相談支援センター （P19）	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を総合的に行う機関のこと。 具体的に、障がい者等からの相談、情報提供、助言を行い、地域内の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携支援を行う。
ケアホーム（P1）	以前は障害福祉サービスのひとつとしてあった「共同生活介護施設」のこと。障害程度区分2以上の人が対象で、日常生活に必要な食事や入浴の支援を受けることができた。 平成26年4月より一元化され、障害支援区分によらず利用が可能となった。
計画相談支援（P34）	障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類などを定めたサービス等利用計画の作成や見直し、事業者との連絡調整を行う。
激変緩和措置（P1）	制度改正により利用者のサービス利用負担額が制度以前より急激に変化が生じる場合に、一定期間、段階的な料金を設定し、時間をかけて新しい利用料に移行する措置のこと。

〈サ行〉

支援費制度（P1）	身体障がい者、知的障がい者が必要に応じて市町村から支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる制度のこと。
-----------	---

児童発達支援センター (P17)	地域の障がいのある児童を通所させて日常における基本的動作の指導、自立活動に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う機関のこと。
指定障害児通所事業所	障害児通所支援を行う事業所のこと。(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援)
重症心身障がい児(者) (P17)	重度の肢体不自由と重度の知的障がいを持つ人のこと。
障害者就業・生活支援センター(P25)	障がい者の暮らしや仕事について、総合的な支援を行う機関のこと。
自立支援協議会 (P17)	地域における障がい者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備等の協議を行う場のこと。 相談支援事業者、サービス提供事業者及び関係団体、有識者等が参加し、市が設置する機関。 課題別の調査、検討等を行うための専門部会を設置している。
障害支援区分(P9)	障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。
成年後見制度(P53)	認知高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でない方を、法律的に支援、援助するための制度のこと。
相談支援専門員 (P18)	障害福祉サービスの利用に当たり、サービス等利用計画の作成を行い、障がい者や児童、その家族とサービス提供事業者等との連絡調整を行う人のこと。
措置制度(P1)	行政が職権で必要性を判断し、サービスの種類・提供機関を決定する仕組みのこと。

〈夕行〉

地域活動支援センター (P58)	障がい者に創作的活動、生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設のこと。
地域生活支援事業 (P51)	障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村の判断や創意工夫により実施するサービスのこと。

特定相談支援事業所 (P 34)	障害福祉サービスの利用申請に当たり、サービス等利用計画の作成や、サービス提供事業者等の関係機関との連絡調整を行う事業所のこと。
---------------------	---

〈ナ行〉

日常生活用具給付 (P 55)	在宅障がい者の日常生活がより円滑に行われるために市町村が給付する、盲人用時計、特殊便器、歩行支援用具などのこと。
--------------------	--

〈ハ行〉

ピアカウンセリング (P 51)	同じ障がいを持つ者同士がお互いを精神的に支えあうことで自立を目指す仲間同士のカウンセリングのこと。
---------------------	---

〈ヤ行〉

要約筆記者 (P 54)	聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保と日常生活、社会参加促進を図るため、話した言葉を要約して文字に起こす支援者のこと。
--------------	--

〈ラ行〉

療育 (P 38)	障がいのある子どもが社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。「療」は医療、「育」は養育・保育・教育を意味する。
-----------	--

